

四日市市こども施設再編推進室に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第18号

四日市市こども施設再編推進室に関する規則の一部を改正する規則

四日市市こども施設再編推進室に関する規則（令和4年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 就学前教育・保育施設の再編に係る事務を処理させるため、四日市市こども施設再編推進室(以下「室」という。)を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>認定こども園の設置に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 就学前教育・保育施設の再編、<u>幼児教育センター開設に向けた準備等</u>に係る事務を処理させるため、四日市市こども施設再編推進室(以下「室」という。)を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(仮称)四日市市幼児教育センターの開設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>指定保育士養成校との連絡及び調整に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)